

韓国所蔵清朝（満文）文書について

洪 性 鳩
林 慶 俊 訳

1. はじめに

朝鮮王朝と清朝が、長い期間にかけて冊封と朝貢の儀礼を交換する中で、これに伴う文書をやりとりした特殊な関係であったという事実を考慮すれば、少なくとも外交文書としての満文文書が大量に残されていると予想することができる。しかしながら、管見の限りでは、韓国の満文文書の所蔵状況とその内容を体系的に整理した論考は皆無に近い。近頃、言語学界において、満洲語の学習書や辞典類を整理して紹介した研究が発表されただけである^[1]。

清朝において皇帝の名義で発給する公式文書は、概ね満漢合璧で作成されたので、朝鮮で受け取った清朝の外交文書も、相当の数は、満漢合璧文書であったはずである。しかし、現存する朝鮮と清の間の外交文書のうち、満文で作成された文書は極めて少ない。残されている文書の多くが清代後期（近代）に作られたものであるうえに、行政機関の間に懸案を処理するためにやりとりした実務文書であったため、両国間の速やかなコミュニケーションのためには、やはり満文よりは漢文のほうが現実的にも便利であったと考えられる^[2]。これに関連して、清朝が朝鮮に送る外交文書に、満文をいつまで使用したのか、またどのような種類の文書に満文を使用し、どのような種類の文書に漢文を使用しなかったのか、といった問題についても、別途考察する必要があるだろう。管見の限りでは、清代において皇帝の名義で発給された文書は最初から満漢合璧で作成しており、皇帝を受信者にして朝鮮で発給した文書は、清側で受け取った後に満文に翻訳し、皇帝の閲覧の際に添付していたが、たいていの場合、懸案を処理するために実務機関の間でやりとりした文書や、民人と官庁の間でやりとりした文書は、漢文で作成されたようである。冊封・朝貢の儀礼と関連して交換された文書の量が相当であることを考慮すると、韓国に満漢合璧の文書がほとんど残されていないという事実については、現時点でその理由を明らかにすることはできない。自然的な、もしくは

韓国所蔵清朝（満文）文書について（洪）

表 韓国所蔵満文文書目録

番号	所蔵処		史料名及びサイズ	作成時期**	備考	
1	国立中央博物館		朝鮮国王李瑢奏謝表 32.0×12.0 cm	道光7年(1827) 10月28日	所蔵先の表題： 清朝皇帝に奉る文書 所蔵品番号：購2487	
2			朝鮮国王李昇奏謝表 32.0×12.0 cm	咸豊2年(1852) 10月27日		
3	国史編纂委員会 ^[7]		朝鮮国王正朝賀表*	崇徳4年(1639) 1月1日	旅順の羅振玉所蔵資料を 朝鮮史編修会で収集	
4	ソウル大学校 奎章閣		皇后黒舍里氏崩逝勅諭*	康熙13年(1674) 5月26日	現存しているかは未確認	
5	韓国学中央研究院 蔵書閣		李吟(英祖)封王世弟誥命 31.0×460 cm	康熙61年(1722) 4月10日		
6			王世弟冊封礼物单子 63.0×169 cm	康熙61年(1722) 4月10日	5の付属文書	
7			李吟(英祖)封王誥命 31×450 cm	雍正3年(1725) 1月22日		
8			論朝鮮国王書 63.0×169 cm	雍正3年(1725) 1月22日	7の付属文書	
9			朝鮮国王冊封礼物单子 63.0×169 cm	雍正3年(1725) 1月22日	7の付属文書	
10			李緯(真宗)封王世子誥命 31.0×452 cm	雍正3年(1725) 9月23日		
11		王世子冊封礼物单子 63.0×169 cm	雍正3年(1725) 9月23日	10の付属文書		
12	国立中央図書館	注記事項の 番号	1	皇帝勅朝鮮王諭*	崇徳2年(1637) 11月17日	所蔵先表題： 清太宗詔諭 1冊10張 80.4～50.5×186.7 ～101.2 cm 請求記号： B2古朝51-다23 貴重本番号：貴117
13			2	皇帝勅朝鮮王諭*	崇徳2年(1637) 6月4日	
14			3	皇帝勅諭	崇徳2年(1637) 1月28日	
15			4	皇帝詔勅*	康熙52年(1713) 3月18日	
16			5	皇太子冊封詔勅	康熙14年(1675) 12月14日	
17			6	康熙皇帝詔勅漢満文*	康熙15年(1676) 1月12日	
18			7	仁宣皇太后尊号冊封詔勅*	康熙20年(1681) 12月24日	
19			8	賜朝鮮国王后礼物单子*	康熙21年(1682) 5月18日	

番号	所蔵処	史料名及びサイズ	作成時期**	備考
20	国立中央図書館	頼都授通議大夫誥命 30.5×325.2 cm	康熙52年(1713) 3月18日	所蔵先の表題：奉天誥命 請求記号：古3-73-2 1冊貴305
21		佟時茂母黄氏贈淑人誥命* 31.2×297.8 cm	康熙52年(1713) 3月18日	所蔵先の表題： 康熙雍正兩帝下賜教勅 請求記号：古6-21-2 2冊貴284
22		佟時茂父佟賦斌贈光祿大夫、母石氏、生母黄氏贈一品夫人誥命* 31.0×496.0 cm	雍正13年(1735) 9月3日	
23	大邱カトリック 大学校 博物館	海蘭察晋封一等超勇公誥命* 31.8×691.4 cm	乾隆57年(1792) 9月3日	所蔵先の表題：辞令状 所蔵品番号：2268
24	ソウル大学校 図書館	滿漢文祭文 26.0×11.0 cm	光緒34年(1908) -宣統2年(1910)	33帖(折帖) ^[8]
25	高麗大学校 図書館	甲辰増広別試訳科初試 白完培試券 ^[9]	憲宗10年(1844)	実物未確認

*の印は、筆者が初めて発見して紹介する文書を示す。

**作成時期の年月日の表記は、文書に記されている旧暦に依拠した。以下、本文に表記した年月日も旧暦である。

人為的な原因による破損・廃棄の可能性も排除できない。

朝鮮王朝において、外交文書に関わる業務を担当した機関は承文院であり、文書の原本を保管する責任もまた承文院にあった。朝鮮後期には、外交文書を蔵書閣で保管したが、1770(英祖46)年に詔勅を保存するために、慶熙宮に敬奉閣を、また昌慶宮に欽奉閣を設けた。また、冊封誥命は、正祖以前には珍蔵閣に保存したが、1785(正祖9)年に奉安閣に移して保存した^[3]。このように、朝鮮王朝においても、外交文書の保存は重要な業務であって、なかでも皇帝の名義で発給された文書の保存に際しては、さらなる関心を注ぐ必要があった。そして、後にその内容を参考・活用するために、原本とは別に、『同文彙考』のような謄録類の冊子も作られた。したがって、清朝から送られた外交文書が朝鮮王朝によって故意に毀損された可能性は非常に低いと見られる。ただ、大韓帝国は、清朝に対して自主と独立を主張する雰囲気の中で成立したので、この頃に、政府側によって何らかの措置が取られた可能性も排除できない。そして、朝鮮戦争の際に、当時、釜山に疎開した文化財が、1954年12月26日に発生した「釜山龍頭山大火災」によって甚大な被害を受け、焼失した可能性もある^[4]。また、朝鮮戦争の渦中に、ソウルで紛失されたり、北朝鮮によって鹵獲されたりした可能性もある^[5]。

このような状況で、現在、韓国においては、いくつかの国家機関を中心に、若干の満文文書が所蔵されているだけである。筆者は、国内機関における満文文書の所蔵状況を調べる中で、国立中央博物館・韓国学中央研究院蔵書閣・国立中央図書館・大邱カトリック大学校博

物館に所蔵されている満文文書の現物調査を実施し、その他、国史編纂委員会・ソウル大学校奎章閣・ソウル大学校図書館・高麗大学校図書館にも、満文文書が少なくとも1件以上所蔵されているという事実を確認した^[6]。これら文書の中には、展示会や研究論文によって、既に公開されたものもあるが、多くの文書は、筆者が初めて学界に紹介する資料である。そこで、本稿では、現在まで筆者が調査した韓国所蔵満文文書を紹介し、調査過程で把握した若干の問題を検討してみたい。

II. 国立中央博物館・国史編纂委員会所蔵表文

上記の表の1と2文書は、国立中央博物館に所蔵されており、朝貢儀礼にしたがって朝鮮国王が清朝皇帝に送った表文である。学芸員の言及によると、この遺物は2002年に購入したものであるが、その他の詳細な購入状況について知られたことはほとんどない^[10]。1文書は、1826（道光6）年3月27日、台湾に漂流した全羅道の高元三など9人を、清側が送還したことに對して、朝鮮国王・純祖が清の道光帝に謝意を示す内容である。また、2文書は、1852（咸豊2）年、朝鮮の謝恩使が帰国する際に、清側で道光帝の神位を太廟に合祀する儀式を行なうという事実を知らせてきたことに對して、朝鮮国王・哲宗が清の咸豊帝に謝意を示した内容である^[11]。

明清時代の表文は、王公百官と文武大臣および朝貢各国が、皇帝の誕生日や元旦・冬至などの祝日に、慶賀や感謝の意を表するために送る文書である。「表」が皇帝と皇太后を対象にする文書であるのに対して、皇后を対象にする文書は「箋」と呼んだ。「表」と「箋」は、文書の受信者の地位が異なるのみで、同じ性格の文書であるため、一般に「表箋」と呼ばれる。このように、表文は、それ自体が外交文書であるわけではないものの、朝貢国の君主（国王）が皇帝に送る場合は、外交文書の性格をも併せ持つようになるため、朝鮮では事大文書として認識された。

朝鮮から中国へと発送する事大文書には、表文・箋文のほかにも、奏文・咨文などがあった。それぞれの文書には、形とサイズ、文字の大きさや模様、文章の形式や内容などの文書様式が定められていた。文書の様式に関しては、『欽定大清会典事例』巻318、礼部、表箋^[12]に詳しい。順治年間には、表箋の諸般事項が整備されていく過渡期であったが、概ね万寿・元旦・冬至（あるいは長至）の三大節に、五品以上の直省（直隸各省、つまり全国を意味）の文武官が、内閣で頒発した表箋の形式に即して作成するように定められた^[13]。しかしながら、朝鮮の場合、1705（康熙44）年以前までは、定められた文書様式に即して表文を作成しなかったようである。『同文彙考』原編、巻35、表箋式に収められている礼部咨文

「(乙酉) 礼部頒三節表式咨」^[14]によると、「康熙44年2月初3日に、太学士馬^[15]が、各省督撫の慶賀表箋にはすべて頒給した定式があるのに、ただ、朝鮮国が陳奏する表箋だけは、毎年文辞を変えて撰進しているため、字句が調和しない場合がある。朝鮮国も当然、在京諸王大臣と各省督撫のように、定式を頒給することを口頭で陳奏」し、この申立が礼部の論議を経て施されることによって、朝鮮も三大節には内閣が頒発した文書様式に即して表箋を作成した^[16]。

『同文彙考』には、清朝から朝鮮に頒給した「太上皇帝万万寿表」と「太上皇帝長至表」を文書の様式に即してそのまま転載しているが、これを『欽定大清会典事例』に収められている形式と比較すると、文字の異同が少しあり、擡頭にも2箇所^[17]の異同が存する。擡頭は、表文の性格上、当時の外交において必ず守らなければならない儀礼であったため、これを守らない場合には、少なからぬ外交問題が発生した。この点からすると、この部分を『同文彙考』に転載する際に誤謬があったというのは、やはり納得しがたい^[17]。

類似の例で、朝鮮資料である『通文館志』事大上、「文書封進」にも、文書様式と関わる規定があるが、表箋の場合には帖の形で副本を作り、帖ごとに6行20字を書くとしている。この規定を1文書と2文書に適用してみると、帖の形態になっているので、1文書と2文書いずれも正表ではなく副本であることが分かる。このことは、「覽王奏謝知道勅該部知道」という皇帝の朱批が使われている表面に、「表副」という文言があることから難なく確認できる^[18]。ところが、2文書の場合は、『通文館志』の説明とは異なり、1帖に6行21字が配列されている。このことから、実際の文書と文書様式の規定とは、作成に当たって少し相違があったことを推定できる^[19]。

そして、1文書と2文書いずれも『同文彙考』から該当文書の内容を確認することができる。1文書は「謝漂民出送表」^[20]という題目が付いている。文字に若干の異同があり、朝鮮国王の諱と「皇帝陛下」の4字が抜けており、礼部咨文を引用した部分が多く省略されているのみで、内容はほぼ同じである。それに対して、2文書の場合には、「賀祔廟表」^[21]という題目で転載されているものの、同一文書とは言えないほど、内容は完全に違う。このことは、『同文彙考』の文書抄録が完璧ではない可能性を示すものであり、元の文書との対照作業の重要性を喚起させる事例でもある^[22]。

1文書と2文書いずれも満漢合璧文書であるが、漢文で作成された部分の紙色・質と、満文で作成された部分のそれとは、著しく異なる。漢文部分は、朝鮮で作成して発送した副表の原文であり、満文部分は、清朝で文書を受け付けた後に、満文に翻訳して御覧のために制作し、原文に加えたものである^[23]。また、1文書の満文部分の裏には、*bešan angui canghing kingde* と書かれており、2文書の満文部分の裏にも、*gifu-*(不明)*ng cingga kingšeo* と

書かれている。おそらく、満文に翻訳した人を指していると推定される^[24]。

それでは、朝鮮から送った表文は、どのような過程を経て翻訳され皇帝にまで伝達されたのだろうか。文書行政と関連して、公文書の受付や処理の手続きを規定している『大清会典』や『大清会典事例』などには、表文を特定して具体的にどのような手続きを経て文書が処理されたのか、明確に記述していない。しかし、奏本、なかでも通本の処理過程を通じて、朝鮮から送られた表文がどのような手続きを経て処理されたのかを推測することはできる^[25]。

まず、外国の貢使が北京に到着すれば、定められた儀礼にしたがって礼部に表文を提出し、翌日、礼部では奏文を内閣に送る^[26]。その後の手順は通本と同様である。すなわち、内閣から漢本房に送って文書を満文に翻訳し、その草本を満本房に送り校閲を受けることで、満文正本を作成し、漢文本の末尾に添付する。これを漢票籤処に移送すると、ここで漢文奏本に根拠して漢文草籤を作成し、再び満票籤処に送って満文奏本に基づいて満文草籤を作成する。このようにして作られた奏本と草籤は、内閣大学士の確認の上、満・漢票籤処で正籤を作成して内閣大学士が画押する。これを満票籤処から批本処（紅本房）で送ると、再度内奏事処に移送して奏事太監が皇帝に捧げる。皇帝の御覧後、正籤通りに批答が決定された文書は、逆に内奏事処を経て批本処に移送されるが、ここでは満文籤に即して満文部分に満文の批答を書き写し、翌日、内閣の典籍庁で漢文籤に即して漢文部分に漢文の批答を書き写す。このように完成された文書を、収発紅本処（紅本処あるいは収本房ともいう）で受付して六科に移送すると、六科では原本を保管して副本2部を制作する。そのうちの一つを史書といい、内閣で保管する。またひとつは、録書といい、担当の科で保管する。原文は、年末に内閣に提出すると、紅本処では、それを紅本庫に保管する^[27]。

ところが、3文書は、上記の説明とは全く異なる事例を示している。3文書は、朝鮮国王の仁祖が、1639年元旦を祝うために、清の太宗に送った表文である。現在まで確認した限りでは、国史編纂委員会に所蔵されている清朝文書の中で唯一の満漢合璧の表文である。この表文においては、他の表文とは異なり、御宝の痕跡を発見することができず、また満文と漢文が一枚の紙に書かれている。この事例は、3文書が1文書と2文書を基に推定した満文翻訳方式とは全く異なる方式で翻訳されたと推定できる根拠となる。詳細な考証や検討を待たなければならないが、現在としては、1637年、すなわち清と朝鮮が正式に冊封一朝貢の儀礼を行い始めた初期には、朝鮮側で満文の翻訳までを担当していた可能性を慎重に提案してみたい。

一方、三大節表箋の場合、定められた文書様式が存在しており、しかも儀礼的な内容であるため、別途の翻訳作業は、不必要・無意味だったと考えられる。だが、その他の特別な事案に対して感謝の念を表現するために作成する表文の場合は、事情が違う。1文書と2文書

は、後者に属する。このような表文の翻訳は非常に重要であって、なぜなら翻訳をどうするかによって、少なからぬ外交問題を引き起こすこともあったからである。

国王が次のように下教した。「昨日、陳奏使の状本を見たが、持っていく表文の中の「乾は清く、坤は夷かなり（乾清坤夷）」という文句に対して問い詰めたことがあったというから、実に情けない。今回、進香使の文書にも、あの時のような文字があるかどうか、該房承旨は細かく見て申し上げよ。」この時、陳奏使の麟坪大君李滄などが次のように馳啓した。「漢人として清に仕える者たちが、いろいろ隙を見て、ついに我が国に問題を起こすため、使節が持っていった表文の中の「乾清坤夷」という言葉を漢人が清語に訳して清主に向かい「これは、乾は清であり、坤は胡といい、われわれを清夷と誹謗する意味が顕著である」と告げれば、清主が書状官鄭知和に向かい「何の理由で、乾清坤寧とせず、ことさらに「清夷」といって上を誹謗したのか」と問い詰めると、鄭知和が初めは偶然に書いたものだと言ったが、恐れてついに二文字を書き間違えたと言いました。清訳鄭命寿が使節に私的に「今は状況が前と違うため、このような文字は絶対に細かく見なければならぬ」としました」と^[28]。

上の史料は、1651（順治8）年正月、冬至・元旦・万寿聖節使として遣わされた仁坪大軍が提出した表文を満文に翻訳する過程で、朝鮮が使った文字に清朝を誹謗する意図があると疑われて問題が発生したケースである。順治帝の前半期までは、まだ三大節の表箋式を頒発されていない状態だったので、翻訳をめぐる問題が発生しやすい時期であった。とりわけ、上の事例は、孝宗が倭に防御するという名目で「城池修理」の許可を要請したことを機に、清朝とは緊張関係にあった時期だったので、翻訳問題が政治的に利用される可能性は高かった。

文書の字句をどのように翻訳するかによって、両国間に深刻な問題が起こりうるという事実は、康熙帝もある程度認識していた。

大学士などに諭示を下した。「……本章の翻訳は、関わるところが非常に大きい。昨日見た本章に、「仮官」二字があったが、「偽官」と訳したので、その誤りが甚だしい。以前、太宗皇帝時に、朝鮮国で表文を提出した際にも、もともとは不恭な言い方がなかったにもかかわらず、翻訳官が不和を起こすつもりで故意に表文を誤訳したので、罪を問うために征伐するに至った。後に実録を撰修する際に、その表文に書いてある漢文と、それを翻訳した満文とが大きく異なったので、ようやく当時の翻訳に問題があったこと

が分かった。「偽官」は、仮冒することとは全く違う。どこで間違ったのか。このすべては、翻訳各官が満文に慣れてないから生じた出来事である。これからは、慎重にするように。」と^[29]。

上の史料は、丁卯・丙子胡乱（清の朝鮮出兵）の原因を翻訳の誤りに求めているという点で興味深い。その真偽は、実証作業を待たなければならないものの、ここで康熙帝が翻訳の重要性を強調していることは確実である^[30]。

このように表文は、朝貢儀礼を表現する性格が強い文書であるが、それゆえに何の問題もなかったというのではなく、儀礼と関連して、文書の様式をたしかに遵守していたのか、また翻訳は正確に行なわれたのかによって政治的・外交的問題を引き起こした。その意味で、表文の研究は、前近代の東アジアの冊封・朝貢の外交形式において儀礼の重要性を示す格好の素材であるといえる。

III. 奎章閣・蔵書閣所蔵文書

1文書と2文書が、朝鮮から清に送られた上行文書であるのに対して、4-11文書は清から朝鮮に送られた下行文書である。4文書は、1674（康熙13）年、清朝で康熙帝の皇后である孝誠仁皇后の崩逝を知らせてきた勅諭である。ソウル大学校奎章閣に所蔵されていると推定されるが^[31]、まだ公式的に公開されたことはない文書である。漢文の原文は前の部分が大きく損なわれて、文字を識別し難い部分もあるが、そのほぼ全文が『同文彙考』巻16〔（甲寅）領皇后崩逝勅〕に転載されているので、内容は確認できる^[32]。

蔵書閣所蔵の文書（5-11文書）は、ほとんどが英祖関連資料である^[33]。資料の管理を担当している学芸員の説明によると、本来、英祖の生母である淑嬪崔氏の神主（位牌）を祀る毓祥宮に保管されていたものを、1970年代に文化財管理局に移管したが、後に蔵書閣に移したという。管見の限り、現在まで実物が残っている朝鮮王朝の冊封誥命は、表の5・7・10文書だけであり、その理由がここにあると考えられる。しかし、毓祥宮は、1882（高宗19）年の火災で焼かれたものを、翌年に復旧したというから、この火事の時に一部資料の焼失があったのかも知れない。

蔵書閣所蔵の文書は、清皇帝の朝鮮王室に対する冊封誥命を中心としている。これら3件は、それぞれ康熙帝が延祜君（後の英祖）を王世弟に冊封する誥命と、雍正帝が英祖を朝鮮国王に冊封する誥命、そして雍正帝が英祖の長子緯（後に真宗に追尊される）を王世子に冊封する誥命である。これらについては、張乙然がその形態と粧潢^[34]について詳細に考察し

たことがある^[35]。

その他、表の6・8・9・11文書は5・7・10の冊封誥命と同時に発給された付属文書である。そして7・8・9の文書の場合は、上使散秩大臣覚羅舒魯・副使翰林院学士阿克敦が勅使として派遣された際に将来した文書である^[36]。記録によれば、この他にも王妃の冊封誥命と景宗のための祭文を一緒に持って来たこととなっているが^[37]、蔵書閣の所蔵文書には含まれていない。

文書の名称と関連して『清会典』には清代の皇帝の命令を伝える文書の種類を制・詔・誥・勅に区分した。

凡そ大典礼を百僚に宣示する時に制辞があり、大政事を臣民に布告し、常法の教えを下す時は詔や誥があり、恩恵を施して五品以上の官員や世爵承襲亡替を封贈する場合には誥命とし、外藩を勅封したり、六品以下官員や世爵有襲次者を封贈する場合には勅命とし、外藩に諭誥する時や、あるいは外任官に発給する坐名勅・伝勅は勅諭という^[38]。

これによると、勅は勅命と勅諭とに大別できる。勅諭は、3つ程度の用途があり、第1は、主に外任の官員を勅任するときに使用することで、第2は、乱を平定したり、一定の地域の臣民に命令を頒布する時に使用する。第3に、外藩を勅封したり諭告する時に使用する。特に、朝貢国の国王が王位を継承した時、清の皇帝が使節を派遣して勅封したり、外藩が使節を派遣して入貢したことに對して、嘉獎して礼物を頒賞する際に使用した^[39]。それゆえ、4文書は外藩に諭告する例に当たるのである。

誥命は、勅命と對比される文書であって、五品以上の官員及び世爵承襲亡替者を奉贈することである。誥勅の発給は、基本的に内閣の誥勅房で担当した。誥命や勅命も定められた文書様式によって翰林院で文章を作成して内閣に送って保管したが、普段草本を作っておいて、各官で封贈を請うと、草本に姓氏を入れて中書科に送って清書した後、誥勅房で校閲して発給した。そして離任する場合は、再度、内閣に返還させるようにしていた^[40]。

奎章閣と蔵書閣に所蔵されている以上の文書は、朝鮮と清の間の冊封・朝貢儀礼と関わる、極めて稀な実物の外交資料であるという点に価値がある。

IV. 国立中央図書館や大邱カトリック大学校所蔵文書

国立中央図書館には、全部で11件（表12-22文書）の満文文書が所蔵されている。このうち、12-19文書は、「清太宗詔諭」という表題が付いている1冊10張の外交文書であり、その他の3件（20-22文書）は清朝で官僚を任命する際に発給した誥命である。

前者について、国立中央図書館ホームページで「清太宗詔諭」なる単語で所蔵資料を検索

すると、下記のように詳細情報（請求記号 B2 古朝 51- 다 23）を確認することができる。

表題／著者：清太宗詔諭／太宗撰

出版事項：写本（原本）

形態事項：1冊（10張）；80.4～50.5×186.7～101.2 cm

注記事項：

- 1, 皇帝勅朝鮮王諭（崇徳二年十一月十七日）。1張。印記：制誥之宝
- 2, 皇帝勅朝鮮王諭（崇徳二年六月初四日）。1張。印記：制誥之宝
- 3, 皇帝勅諭（崇徳二年正月二十八日）。1張。印記：制誥之宝
- 4, 皇帝詔勅。1張。印記：皇帝之宝
- 5, 皇太子冊封詔勅（康熙十四年十二月十四日）。漢文3張，満文2張。印記：皇帝之宝
- 6, 康熙皇帝詔勅漢満文（康熙十五年正月十一日）。漢文2張，満文2張。印記：皇帝之宝
- 7, 仁宣皇太后尊号冊封詔勅（康熙二十年十二月二十四日）。1張。印記：皇帝之宝
- 8, 賜朝鮮国王后礼物单子（康熙二十一年五月十六日），1張。印記：勅命之宝

貴重本番号：貴 117

分類記号：朝鮮総督府古書分類表→古朝 51

「清太宗詔諭」という一つの表題で組まれているものの、これらの文書は、実際には崇徳年間の文書3張と康熙年間の文書5張から構成されている^[41]。それゆえ、国立中央図書館で附した「清太宗詔諭」という表題は、実際には上の注記事項の1・2・3文書のみを指すものである。以下8件の文書について、逐一検討してみることにしよう。

まず、国立中央図書館ホームページで「清太宗詔諭」を検索すると、李在郁の「^{我が}우리 図書館의 珍本稀書 (4)—^と稷譜詳節斗 清太宗詔諭」という資料と一緒に検出される^[42]。この文章は、朝鮮総督府図書館に所蔵される「稷譜詳節」と「燕行図幅」、そして「清太宗詔諭」の3つの資料を紹介するものである。ここで紹介した「清太宗詔諭」は、上の注記事項の3文書に当たる。李在郁は、この文章で「城下の盟」の条件を提示したこの詔諭が下された経緯と内容の概略を紹介し、「清太宗と朝鮮仁祖、および清鮮宰臣らの手沢が残っているだけでなく、この詔諭を目の前に置き、主戦・主和両派が激論していた情景を連想させる本館所蔵のこの「清太宗詔諭」は、永久保存する価値が充分あると信じている。」と感想を書いている。

注記事項の3文書については、これより先立って、中村栄孝が「満鮮関係の新史料——清

太宗朝鮮征伐に関する古文書」という論文で紹介したことがある^[43]。この論文で中村栄孝は、合わせて3張の古文書を紹介している。第1は「金国外藩蒙古貝勒の書」であり、第2は「清太宗告祭文の草稿」であり、第3が本稿で取り上げる「清太宗の詔諭」である。この文書は昭和天皇の弟である秩父宮雍仁親王が、1929年、朝鮮を訪れた時に、彼が閲覧できるように提供された朝鮮史料の一つで、当時、総督府図書館長萩山が公開した古文書である。この文書について、中村は、太宗が1636（崇徳元）年12月2日、朝鮮侵略のために瀋陽を出発した時点から、三田渡で仁祖の降伏を受けるまでの主な事件の展開過程を概説しつつ、該当文書が南漢山城で籠城していた仁祖に送られた最後の詔諭として、降伏の条件が提示されており、その後の清と朝鮮の関係を規定した貴重な文書であると評価した。また、全文が『朝鮮仁祖実録』と『清太宗実録』などに収録されているものの、文字に若干の異同があり、この文書が最も正確なものであるため、これに基づいて文字を補正するために全文を掲載している。他方、この文書は、1976年9月20日から12月28日まで国立中央図書館の展示室で一般に公開展示されたこともある^[44]。

ところで、李在郁と中村栄孝が「清太宗詔諭」という名称を用いた理由は、文書の冒頭に「寛温仁聖皇帝詔諭朝鮮国王」という一節があったためであると考えられる。先に引用した（光緒）『大清会典』巻2、内閣（『清会典』中華書局、11頁）によると、「詔諭」とは、「大政事を臣民に布告し、常法の教えを下す時」に使う名称である。もちろん、この文書は、清朝が入関する前に作られたものであるため、このような規定を厳格に意識した上で作成されたとは言い難い。ただ、文書の末尾に「故茲詔示」という表現があるので、この文書は「詔」と看做すことが妥当であろう。他方、注記事項では、題目を「皇帝勅諭」としており、この文書の種類を「勅諭」と判断して分類したことが分かるが、文書のどこにも「勅諭」という表現はないので、これは誤りであろう。また、『同文彙考』には、同じ文書について「定約条年貢諭」という題目を附しており、割註では「互飭諭」としている^[45]。やはり「詔」と「勅」を区別していないことが分かる。

文書の形を見ると、この文書は何の飾りもない黄紙に作成された。これと、後に見る康熙年間の「詔」とを比較すると、「詔」の形がこのようなものであることを知りうる。

文書の内容は、前にも言及したとおり、清の太宗が朝鮮の仁祖に「城下の盟」の最終条件を提示した文書である。文書の下段部分に一部の破壊があるが、ほぼ同内容が『朝鮮仁祖実録』^[46]と『同文彙考』、そして『清太宗実録』^[47]に転載されているため、全体内容はすでによく知られている。『朝鮮仁祖実録』と『同文彙考』の内容を比較すると、若干の文字の異同があるだけで、いずれも原文をそのまま書き写したものであることが分かる。しかし、『清太宗実録』と比較すると、文字の異同が非常に多いことに気づかされる。

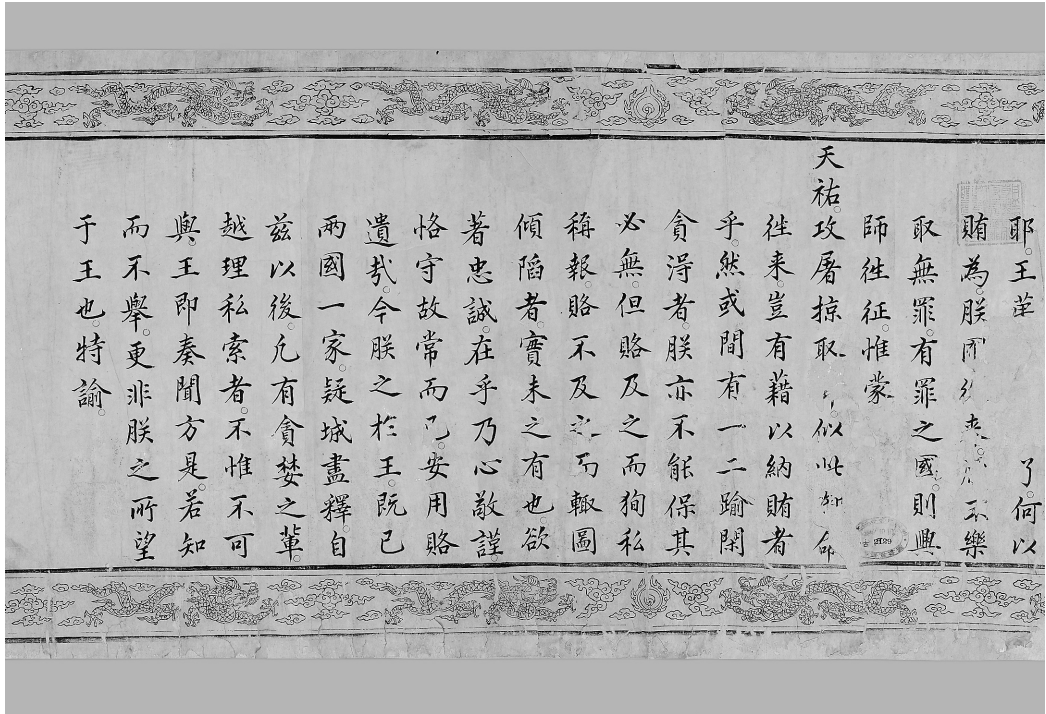
際立った差異を中心に見ると、まず条件を提示する順番が少し違う。原文において条件を提示した順番とそのだいたいの内容は次のようである。

- ①明から受けた誥命と冊印を献じ、明と断交し、明の年号を廃棄して清の正朔を奉じること。
- ②王世子と王子および大臣の子弟を人質として送ること。
- ③明を征伐する時に援兵を派兵し、また椴島を征伐する時も援助すること。
- ④聖節、正朝、冬至、千秋の使節を送り、その礼は、明との旧例に従うこと。
- ⑤捕虜送還の条件・内外諸臣との婚姻和好・城壁修築の禁止。
- ⑥兀良哈人の刷還および彼らとの貿易禁止・日本との貿易許可。

ところが、『清太宗実録』に記載されている当該文書の内容を見ると、①の「清の正朔を受ける」という条件が、別項目として分離され、③に入っており、また原文が「奉我正朔」であるのに対して、『清太宗実録』には、「奉大清国之正朔」と修正されている。また、原文では③に当たる明征伐と椴島征伐に関する内容が、『清太宗実録』には⑤になっている。要するに、原文の③と④の順番が逆になっているのである。そして、原文の⑥では「兀良哈」となっている部族名が、『清太宗実録』では「瓦爾喀」となっている。

すでに先行研究によって明らかになっているように、『清太宗実録』は3回の重修・校訂が行なわれた。『清太宗実録』は1649（順治6）年に初めて編纂が試みられたが、1652（順治9）年になってようやく本格的な作業が進められ、1655（順治12）年に完成を見た。その後、1667（康熙6）年、『清太宗実録』の重修が決定され、1682（康熙21）年に完成された。しかし、史書に関心が高かった康熙帝は、その後も引き続き『清太宗実録』の校訂に関心を持ち、大臣らと討論を重ねた。1734（雍正12）年に至って、すでに編纂された『清太朝実録』・『清太宗実録』・『清世祖実録』を、新しく編纂した『清聖祖実録』を標準にして、人名・地名・字画・音句などの校訂を進め、1739（乾隆4）年についに校訂本が完成された。このような『清太宗実録』の重修・校訂過程において、もっとも大幅の修正が加えられたのは、康熙6年～12年の間に行なわれた校正である^[48]。この際、重点的に校訂が行なわれた内容は、字意が間違った場合、事件の前後が転倒された場合、事件に漏れがある場合、記録に相応しくない雑多な事件の場合、干支を使わず、年月日のみを記したか、それとも干支と年月日いずれも記録しなかった場合、満文と漢文を対照した結果、両者の意味が合わない場合、満文と漢文の詞義は合うものの漢文が卑俗な場合、語気が不順した場合などである^[49]。

このような情況に照らしてみると、この文書も、康熙6年～12年の校訂作業の際に修正



されたものと推定できる。そして、上で例示した校訂内容から見て、文書の原文に修正を加えた意図は以下の3点が想定される。第1は、清朝の正朔を受けたことを強調すること。第2は、原文の1・2・4の内容が、明と断交して清と新たに朝貢・冊封関係を結ぶので、そこに蝦島征伐の条文が挿まれると不自然であること。そして第3は、「兀良哈」を「瓦爾喀」に修正した例のように、地名と人名を校訂すること、などである^[50]。ただし、この文書は原文の形からみても満漢合璧ではなく、もともと満文では作成されなかったようであり、満文と漢文の対照結果による修正ではないと判断できる^[51]。

注記事項の2文書は『同文彙考』に「還所遣英馬兩將銀勅」という題目で転載されている。

文書の形は、上の写真のように、黄紙の四方に2行の方形の枠が張り巡らされており、その2行の枠の間に龍と雲の文様を刻んだ用紙を使って、漢文で勅諭を記している。文書の冒頭部分は一部毀損された状態ではあるものの、『同文彙考』の転載部分から内容を把握することができる^[52]。文書の冒頭は「皇帝勅諭朝鮮国王李倧」という一節で始まり、末尾は「特諭」という一句で締め括っていることから見て、この文書は「勅諭」であることが分かる。そのため、文書の形も前の「詔諭」とは異なる。

また、この文書の内容は、『清太宗実録』においても確認できるが、先の注記事項の3文書と同様に、内容は似ているものの、文字は相当異なる。その違いを確認するために、以下

では『清太宗実録』の該当部分をそのまま引用する。

①寛温仁聖皇帝敕諭朝鮮国王李倧。王在南漢時，感部臣英俄爾岱馬福塔等，往来道達之恩，各餽銀二千兩，通事三人各五百兩以酬之。英俄爾岱馬福塔奏朕方知，②伊等一則尽心為主，一則以向嘗往来，欲保全爾国，③故身任役使，伝達言語耳。豈望報。④王如知感，但存之於心可耳，安用賄為。且我国從來不加兵於無罪之國，惟有罪則興師征討。凡攻城略地，仰承天意，秉義以行耳。似此奉使諸臣，豈有藉以納賄之理。或間有一二越理私取之人，朕亦安能知之。然謂与諸臣以賄則事成，不与以賄則事敗，寧有此等事耶。總之，欲著忠誠，全在小心正直，恪守典常，匪由通賄。今兩國一家，猜疑尽積，此後倘有貪婪之輩，越理私索者，不惟不可与，王知之，即当奏聞，若知此等貪劣之人，而不以奏聞，亦非理也。特諭^[53]。

意味が相通じる文字に振り替えた些細な事例はさておき、著しい差異を見せる部分を中心にみると、写真で確認できるように、①は原文にはない表現を『清太宗実録』の編纂の際に挿入した部分である。おそらく、清太宗の尊号を表記することで、権威を高める効果とともに、勅諭の儀礼的な文章形式を揃えるためであったと思われる^[54]。②は、写真では破られているため判読できないが、『同文彙考』で確認すると、原文では「朕思彼之前後道達，靡不尽情者」と長く表現した部分である。また、③は、原文にはない部分を挿入したケースである。最後の④は、勅諭の2/3を占める分量であるが、写真の右から2番目に押されている「朝鮮総督府図書館蔵書之印」がある部分から文書の末尾までが当たる。写真で見えない部分だけを示せば、原文は「王第知之便了，何以賄為。朕国從來原不樂取無罪，有罪之國則興師往征，惟蒙天佑，攻屠掠取耳。似此銜命往来……」となっている。

これほど差異があることから、『清太宗実録』を編纂する際に、原文を草稿として勅諭の文章を完全に新たに作成したと言ってもよいだろう。原文と修正した文章を突き合わせると、原文は口語的な表現が多く、文章の文法的側面が不完全であるのに対して、実録で校訂した文章は、文語的な雰囲気が高く、文法的要素を忠実に備えて表現しようとしたことが感じられる。康熙年間になると、清朝が儒家的な政治文化に馴染むことにともない、勅使特有の儀礼的かつ権威的な文章形式へと校訂した結果ではないかと考えられる。

注記事項の1文書は、冒頭部が完全に欠失してはいるものの『満清入関前与高麗交渉史料』^[55]と『朝鮮仁祖実録』^[56]・『清太宗実録』^[57]を参照して内容を把握することができる。文書の形は、注記事項の2文書と同様で、冒頭に「勅諭」という文言があるため、この文書も「勅諭」と断定できる。

『朝鮮仁祖実録』と『清太宗実録』とを突き合わせると、文字に若干の異同があるだけであるが、原文では南漢山城で籠城した末に結局降伏した状況を「而株守山城，怯不敢下」とするのに対して、『朝鮮仁祖実録』には「而株守山城」という文言が存在しない。「株守」という表現が、「守株待兎」の故事を連想させる否定的なニュアンスを有しているため、『朝鮮仁祖実録』を編纂する過程で、意図的に削除した結果と看做される。

『清太宗実録』の場合には、原文の「王在南漢時，投我麾下，雖云被迫委身」という文言の中で、「投我麾下，雖云」の部分が消されている。また、原文の「致亡国殃民，縦戮及一身，奚足惜哉。惟欲全其廟社生靈」という文言で、下線が引かれている部分を「亦不敢惜」と直した上で次の文章に繋げることで、文言全体を一つの文章とした。これもまた、注記事項3文書と2文書の事例と同様に、『清太宗実録』を重修・校訂する過程で、勅諭特有の儀礼的かつ権威的な文章形式に相応しく校訂した結果と考えられる。

以上は、すべて崇徳年間の文書であり、次に検討する康熙年間の文書と比較すると、いずれも漢文で作成された点が注意される。上で検討した注記事項の3・2・1文書より数箇月前の1636（崇徳元）年7月10日に、清太宗が莊妃（順治帝の生母で、後日、順治帝の皇帝即位にともない、孝莊皇太后となる。諡号は、孝莊文皇后。）を冊封するために発給した冊子は、満・蒙・漢からなる三体合璧であった^[58]。この「冊封莊妃冊文」の事例は、満・蒙・漢の3種族の代表によって推戴され、皇帝の位に即いたホンタイジが、「冊立」という儀礼の場において、大清国が満・蒙・漢の3種族の国家であることを誇示する側面が強かった^[59]。しかも、莊妃はモンゴルのホルチン部の出身であった。ことさらに三体合璧の冊文を作ったことには、おそらくこの点も考慮されたのではないだろうか。それならば、清が朝鮮に対して漢文文書を使用したのは、朝鮮が漢文を使用している国であることが認識されたためであり、ひいては、当時の清が、朝鮮を明とともに漢文化の一部として認識していたことを示す事例であるといえる。

また、ここに押されている「御宝」は「冊封莊妃冊文」にも使われた「制誥之宝」である。この御宝は、1635年、後金のハン Han であったホンタイジがモンゴルのチャハル部のリンダン＝ハーンの子エゼイから獲得した「大元伝国の璽」と知られている。ホンタイジが、この伝国璽を手に入れることによって、国号を大清に変えて皇帝の位に即いたことは、周知のことであろう。ホンタイジがこの伝国璽を手に入れた直後に、朝鮮から派遣された使節を通じて、この玉璽を紙に押して朝鮮に見せたこと^[60]や、後金の使節がホンタイジを皇帝に推戴する件で朝鮮に遣わされた際に、「我が国がすでに大元を獲得し、またその玉璽を手に入れた」^[61]ということをも名分として提示したことから考えると、ホンタイジが朝鮮に送った文書に、この玉璽を使ったことには、やはり深い意味が込められた政治的な行為であったと

ということが分かる。いずれにせよ、この文書たちは、「冊封莊妃冊文」とともに、この「御宝」使われたことを示す非常に珍しい実例である。

この他の注記事項の4-8文書は、いずれも康熙年間の文書である。

注記事項の4文書は、黄紙に何の飾りもない形であるから「詔諭」と判断される。この詔諭も、もともとは単なる満漢合璧文書であるのに違いないが、前後の内容がすべて逸失しているため、満文の痕跡が見当たらず、いつ、どの目的で発給された文書なのかも分からない。しかし、内容のうち「五十年丁冊定為常額、続生人丁永不可賦」という文言から「盛世滋生人丁永不加賦」が宣布された1712（康熙51）年2月29日以後の文書であることを推定できる^[62]。この頃、文書の内容のような恩賜が下されるべき事件を調べてみると、翌年の1713（康熙52）年が、康熙帝の六旬であった。『清聖祖実録』には、康熙帝が六旬万寿節を迎えて頒布した詔諭が記されているものの、恩款45条は省略されている。4文書は、恩款45条の一部であり、その全文は『大清詔令』巻8の「六旬聖寿恩詔」から確認できる^[63]。これと突き合わせると、4文書に残っている恩款の内容は、全体45条のうち13条から43条までに当たる。これらに関しては、『同文彙考』にも「五紀昇平詔」という題目で簡単な情報が記されている。この詔諭を頒布するためにやって来た勅使は、上使頭侍衛阿齊図、副使護獵総管穆克登、五官司曆河国柱であり、通官は3員であった。勅使は5月2日に北京を出発して、閏5月8日に鴨緑江を渡り、27日にソウルに入り、6月8日に帰った^[64]。

注記事項の5文書は、黄紙に装飾のないことから、上の例と同様な「詔諭」である。2枚に分かれているが、各々の文書の左右の端に「御宝（han i boobai／皇帝の宝の意）が半印の形で押されていることから見て、本来は満文1枚と漢文1枚を作成したものを、一つに繋ぎ合わせた満漢合璧文書であることが分かる^[65]。内容は、康熙帝が息子の胤禛を皇太子に冊封する詔諭である。胤禛は、1674（康熙13）年、孝誠仁皇后の2番目の息子に生まれたが、孝誠仁皇后は出産中に亡くなった^[66]。胤禛は、康熙帝の次男ではあったが、皇后が生んだ最初の皇子であったため、1675（康熙14）年に満1歳の年で皇太子に冊封されたのである。胤禛の皇太子冊封と、それにもなって詔諭を頒布した記事は、『清聖祖実録』にある^[67]。ここで詔諭の内容を確認することができるが、詔諭と一緒に書かれている恩款30条の内容は、『同文彙考』に「頒冊立皇太子詔」^[68]という題目で転載されている。『朝鮮肅宗実録』には、1676（肅宗2）年2月13日・14日・15日の記事に、「勅使」が到着して詔諭を頒布したという記事が掲載されているだけで、詔諭の内容はない。この時に派遣された勅使については、『同文彙考』に「散秩大臣ト等来」という割注があるのみである。

注記事項の6文書も、5文書と同様に「詔諭」で、2枚に分けられているが、元来それぞれの右端と左端を一つに繋ぎ合わせた満漢合璧の文書である^[69]。内容は、康熙帝の祖母で

ある太皇太后と、母である皇太后に尊号を捧げる詔諭である。ここでいう太皇太后とは、先に述べた孝荘皇太后であり、また皇太后は孝惠章皇后である。康熙帝の生母は、順治帝の側室である康妃であり、康熙帝の即位にともなって慈和皇太后となったが、それから4箇月後に崩御すると、孝康章皇后という尊号を授けられた。孝惠章皇后は、順治帝が最初の皇后を廃した後に皇后となった人物であり、康熙帝が即位すると仁憲皇太后となった。この詔諭は、上記の5文書で取り扱った、皇太子冊立を記念して太皇太后と皇太后に尊号を捧げた事実を知らせるために頒布されたものである。『清聖祖実録』にこれに関する冊文・詔諭の内容が記されている^[70]。『朝鮮肅宗実録』には、この文書と関連する記事がない。ただ、『同文彙考』に「尊号太皇太后皇太后詔」という題目とともに、この詔勅を頒布するために派遣された使節の構成とだいたいの日程が簡単に記録されている。上使は宜都額真一等侍衛加二級噶^[71]であり、副使は二等侍衛加一級費であり、通官4員が一緒に派遣された。使節派遣の知らせを事前に伝える牌文は、正月20日に北京を出発して2月13日に義州に到着した。勅使は、2月1日に北京を出発して27日に鴨緑江を渡り、3月15日にソウルに入り、27日に再びソウルを出発して4月15日に鴨緑江を渡った^[72]。

注記事項の7文書は、左端の御宝が半印であることから、やはり満漢合璧文書であるが、満文部分は逸失し、現在は漢字部分だけが残っている。文書の種類は「詔諭」である。内容は、上記の6文書と同様に、太皇太后・皇太后に尊号を捧げたことを知らせるために頒布した詔勅である。したがって、注記事項に提示された「仁宣皇太后尊号冊封詔勅」という題目の「仁宣皇太后」は、前にも言及したことのある順治帝の2番目の皇后である「仁憲皇太后」の誤記である。そして太皇太后と皇太后に尊号を捧げるものであるのに、太皇太后が抜けているので、不正確な題名であるといえる。『同文彙考』によると、この詔諭とともに呉世璠（呉三桂の孫）を平定したことを知らせる詔諭が同じ日付で頒布されたと記されている。『清聖祖実録』で該当する記事を見ると、三藩の乱を平定した後、臣下たちが康熙帝に尊号を受けるようにと上奏したが、康熙帝が断ったので、その代りに太皇太后・皇太后に尊号を捧げることにし、それにとまなう儀礼を行なったとする。このことから、この詔諭は、三藩の乱の鎮圧を祝うために下されたものであることが分かる^[73]。この2つの詔諭を頒布するために派遣された使節は、上使は一等侍衛・武備院堂上羅であり、副使は護軍統領杭、三使は二等侍衛拜であり、通官は4員であった。牌文は、翌年の1682（康熙21）年の正月8日に北京を出発し、2月6日にソウルに到着した。勅使は、同年正月19日に北京を出発し、2月23日に鴨緑江を渡り、3月初7日にソウルに入り、15日に再びソウルを出発し、4月1日に鴨緑江を渡って帰国した^[74]。

注記事項の8文書は、肅宗の継妃の仁顯王后を冊封する誥命とともに発給された王妃冊封

礼物单子である^[75]。この時には、勅使が冊封誥命を内殿に直接伝達する意志を曲げず、朝鮮朝廷においては問題となったこともある^[76]。この誥命を伝達した使節は、上使は礼部侍郎阿^[77]、副使は四品官孟であり、通官は4員であった。牌文は、6月9日にソウルに到着した。勅使は、5月21日に北京を出発し、6月17日に鴨緑江を渡り、7月6日にソウルに入り、13日に再びソウルを出発し、28日に鴨緑江を渡って帰国した^[78]。

以上の康熙年間の文書は、前述した崇徳年間の文書とは異なり、いずれも満漢合璧である。崇徳初期の文書が漢文文書であるのに対して、康熙年間の文書が満漢合璧であるならば、その間に文書作成の体制が変化したと考えるしかない。しかし、その時期が正確にいつなのかについては、現在、特定できる資料は見当たらない。前述した「冊封莊妃冊文」の事例を考えれば、清朝内部ではつとに崇徳初期から合璧の文書が使われていたため、前述した崇徳年間の文書の例は、やはり朝鮮の特殊性が反映されているものと考えらるべきであろう^[79]。これに関連して、間接的な推論ができる資料が、ここで検討した康熙年間文書に使われた御宝である。

崇徳年間の文書と対照すると、康熙年間の文書に押されている御宝は、全部満漢合璧の御宝である。2種類の御宝が使われており、8文書には満漢合璧の「hese i tacibure boobai／勅命之宝」が、その他の文書には「han i boobai／皇帝之宝」が使われている。前にも漢文御宝「制誥之宝」の使用に関して言及したことがあるが、この「制誥之宝」は順治初期までも継続して使用され、順治6年12月21日に、衍聖公孔興燮に下した詔諭においても確認される。ところが、順治4年10月18日に、呉三桂の部下に下した誥命においても満漢合璧「hese wasimbure boobai／制誥之宝」が使われていたという。清朝が入関した直後である順治初期から満漢合璧の御宝が使われ始めたことが分かる。そして、順治7年8月10日の詔書には、「han i boobai／皇帝之宝」が使われた例がある。これが、8文書を除いたほかの康熙年間文書に使われたのと同じ御宝である。また、順治8年4月2日、パンチェンラマ4世に下した勅旨で「hese i tacibure boobai／勅命之宝」が使われたが、これは8文書の御宝と同じものである^[80]。前で検討した崇徳年間の「制誥之宝」を使用した例と対照してみると、入関後の順治初期から、誥命の場合は「hese wasimbure boobai／制誥之宝」、詔諭の場合は「han i boobai／皇帝之宝」、勅諭の場合は「hese i tacibure boobai／勅命之宝」がそれぞれ使い分けられ、御宝使用の範例が整っていたことが確認できる。そして、清朝が朝鮮国王に下した最初の勅印が、崇徳2年には満文「coo hiyan gurun i wang i doron」であったことから、1653（順治10）年には、満漢合璧「coohiyan gurun i wang ni doron／朝鮮国王之印」に変わった事実を考えると^[81]、朝鮮に送る文書の文字もまた入関直後の順治年間からは満漢合璧へと変わった可能性が高いだろう。

次に、清朝で官僚を任命する際に発給した3件（表の20-22文書）の誥命について見てみよう。これらの文書は、いずれも「朝鮮総督府図書館蔵書之印」が押されていることから、朝鮮総督府図書館が蒐集した文書と考えられる。20文書は、張乙然の論文でも取り上げられているが、内容の説明に若干の誤りがあるので、ここで訂正したい^[82]。誥命の対象である「佐領頼都」の職名が「左領」となっており、新たに昇級された品階である「通義大夫」が「通正大夫」と誤って書かれている^[83]。彼の2人の妻に対する表記である「舒木魯氏」と「忒克特氏」も、それぞれ韓国の本貫と姓のように分けて、「舒木の魯氏」・「忒克の特氏」と誤解している。また、満文の「誥命には、年号の上にあるべき御宝の「制誥之宝」が確認されない」と述べているが、実物を確認してみると、字が薄くなって判読し難いものの、確かに御宝が押されていることは確認できるし、むしろ漢文の誥命には御宝の跡が見えないのである。漢文誥命に御宝の跡が見えない理由は、年号が書かれた部分が赤色の絹であるため、同じ赤色の印肉が色あせて、その跡を見にくくなった影響であると考えられる。以上の張乙然の論文の誤りは、おそらく国立中央図書館のホームページで提供する当該資料の抄録を参考にしたためではないかと思われる。抄録では、「御宝が確認されないことから、誰かが善意の目的で精巧に模作したのではないか」と慎重に推測しているが、上で指摘したように、御宝の跡が確かに存在しているため、これを根拠に模作と判断することは難しい。他方「佐領頼都」の二人の妻として登場する舒木魯氏と忒克特氏については、少なくとも漢字表記だけでは、『八旗満洲氏族通譜』からはその姓氏を見つけることができない。当該誥命の満文表記によれば、同姓の満洲語原音は、それぞれ「sumuru」と「sakda」であり、前者は舒穆禄氏、後者は薩克達氏に対応する^[84]。そのうち、薩克達（漢音：sakeda）と忒克特（漢音：tekete）の両者は、漢音が全然異なるのに、なぜsakdaを忒克特と表記したのかは疑問である。

21と22文書は、いずれも佟時茂という人物と関連する文書である。この人物については、『八旗満洲氏族通譜』からは検出できないが、『清世宗実録』・『八旗通志初集』・『平定准噶爾方略』などに頻繁に登場しており、中国第一歴史檔案館と台湾中央研究院歴史語言研究所に所蔵されている明清史料にも関連史料の存在が確認される。ただ、家系と生涯の全貌を知りうる列伝のような伝記史料が存在しないため、これら断片的な史料の記述を集めて再構成するしかない状態である^[85]。

この2つの文書は、最近、国立中央図書館の内部で文書を整理する中で、偶然見つかったものであるため、まだ研究に活用されたこともなく、現在まで伝えられた内容も国立中央図書館のホームページで確認できる抄録がほぼ全てである。しかし、ここにも基礎的な文字解読から誤りがある。他の誥命と同様に、誥命の両端には、昇降龍紋とともに左には満文で

「abkai hesei g'oming」と漢文の篆書で「奉天誥命」があるが、これを「奉而誥命」と誤読している。また、2つの文書に、いずれも佟時茂の生母黄氏の贈職が記載されていることから、おそらくこの黄氏の家門で保管していたと推定している。この推定の前提として、抄録には「関連資料は見つからなかったが、佟時茂の生母黄氏の出自は朝鮮であると推定される」としているが、このような推定を裏付ける根拠は見当たらない。おそらく、この2件の誥命を、韓国の国立中央図書館が所蔵した経緯を推論した結果だと思われるが、やはり牽強付会にすぎない。『八旗満洲氏族通譜』によると、八旗に属する佟氏は、高麗姓も漢姓もあると紹介されている^[86]。

国立中央図書館所蔵の満文文書の所蔵経緯および管理と関連して、1970年12月1日付けの『東亜日報』5面の「康熙帝 詔諭 発見」という題目の記事が参考になる^[87]。記事の内容は、故崔鶴根教授が国立中央図書館で満文の「康熙帝諭詔」を発見し、文書の内容は、「康熙14年（1675）12月、康熙帝が乾隆の東宮封立をお祝いするために送った詔諭であり^[88]満漢合璧の「皇帝之宝」という御宝の落款が押されている」ということである。また、「1927年、大阪にて90円で購入したという記録があり、他にも国立図書館やソウル大学校図書館などに咨文をはじめとする数件以上の満文資料が存在する」とする。おそらく、1920年代頃の混乱期に、日本に流出した遺物である可能性が高い。

大邱カトリック大学博物館に所蔵されている23文書は、20-22文書と同じ性格を有する官僚任命誥命である。所蔵経緯は不明確ではあるが、担当学芸員は、所蔵機関の特性上、誰かがカトリック司祭に贈り物にしたのが、何らかの経緯で博物館に所蔵されるようになったのではないかと推定した。誥命の内容は、西藏に侵入した廓爾喀に対する征伐において手柄を上げた海蘭察を一等超勇公に晋封するということと、彼の子の安寧に一等超勇公の承襲させるという誥命が付記されている。海蘭察は、乾隆帝の寵愛を一身に浴びた福康安とともに、ジュンガル、台湾林爽文の乱、グルカ征伐に参加して功を立てた人物であり、この誥命にも福康安の名は頻繁に言及される。1つの誥命に夫と妻、あるいは父母と一緒に冊封したり任命したりすることは、前述した誥命の例からも確認することができるが、23文書の場合には、海蘭察を晋封する誥命の日付である1792（乾隆57）年9月4日と、息子の安禄に承襲させた誥命の日付である1793（乾隆58）年12月16日が、それぞれ異なるにもかかわらず、1つの誥命に記されているという点に特徴がある。日付と内容から見ると、前者は海蘭察が病死する前のものであるのに対して、後者はその後書き写したものである。漢文の書体も著しく異なる。『大清会典』の規定によると、承襲させる場合は、「誥命」の原本を提出し、原本の上に追加で記録することとなっており、余白が足りない場合は、内閣で新たに制作・発行したという。本文書は、この規定を確認できる実例であろう。そして、この誥命は、両

端に製織されている昇降龍紋の部分の左側に、満文で「abkai hesei forgon be aliha」が書かれており、右側には漢文篆書で「誥命」と製織されている。20-22 文書の官僚任命誥命、5・7・10 文書の朝鮮王室冊封誥命に、いずれも満文で「abkai hesei g'oming」と漢文で「奉天誥命」が製織されていることと区別される。これらの誥命において、満文「abkai hesei forgon be aliha」は、製織された昇降龍紋の間に挿入される文字ではなく、誥命の最初の文章である。漢文では「奉天承運」に該当する。漢文部分の昇降龍紋の間に篆書の「誥命」が製織されていることから、これに対応する満文「g'oming」が製織されるべきである。なぜ、このような差異が存するのかは、より多くの文書の比較検討を待ってから可能となるだろう。また、5・7・10 文書と 20-22 文書、そして 23 文書は、同じく誥命ではあるが、材料の絹織物の様式と文様も互いに大きく異なる。このような相違もまた、多くの文書の比較検討を通じて、今後明らかにしなければならない問題である。

V. おわりに

以上、現在、韓国の各機関に所蔵されている満文文書を紹介し、それに関連する文書様式および文書処理過程、文書の種類と内容などを考察し、これら文書に対する従来の誤りを極力訂正しようとした。しかしながら、依然として解決できなかった、少なからぬ問題と課題が残されている。

結論に代えて、韓国所蔵の満文文書の特徴的な側面を整理すると、第1に、韓国所蔵の満文文書のほとんどが満漢合璧文書であることが挙げられる。これは、国内で独自に満文文書を作成する理由がなく、現存する文書が清朝皇帝によって発給された外交文書であるか、清朝官僚の任命誥命であるためである。また、本稿で本格的に検討しなかったが、24 文書の「満漢文祭文」も、清の帝室の祭礼に関わる文書であるため、満漢合璧文書である。

第2に、現在、韓国に所蔵されている文書は、朝鮮と清の間の外交文書と、清朝の官僚任命誥命、そして祭文とに大別される。外交文書としての誥命は、すべて冊封儀礼にしたがって作られた文書であり、実質的な外交懸案を扱う咨文のような文書の満文は、現在、残されていない。そして、官僚を任命する誥命の場合にも、定められた文書様式に即して作られたものであるため、文書内容それ自体が、特別に歴史的な重要性を持つものではない。ただ、21 と 22 文書は、佟時茂という一人の人物と関連する文書であり、その他の様々な史料の中で言及されながらも、列伝のような伝記史料が存在しないので、特に関心を引く。これに対し、23 文書は、海蘭察というエヴェンキ人英雄に発給された誥命であり、近年、彼に関する資料が多く発刊され、さらなる研究の可能性が高まっている^[89]。

第3に、少なからぬ文書が、これまで知られていなかったということは、韓国学界が満文文書に対して、どれほど無関心であったのかを反映している。さらに、当該文書を所蔵する各機関の理解も不十分であり、また不正確であるという点で、これからは満文文書に限られず、中国古文書一般に対する研究関心を広める必要があるだろう^[90]。

朝鮮表文を例に挙げると、台湾中央研究院に所蔵されている『内閣大庫檔案』に、清代の朝鮮表文68件の存在が知られている^[91]。そして、中国第一歴史檔案館にも、正確な数量は分からないものの、相当の数の朝鮮表文が所蔵されていると推定される。原本文書を調査するということは、文書の内容に関する歴史的事実を確認することだけでなく、文書の作成に関連する一連の実際の文書行政過程を確認しうる機会を提供することでもある。このように豊富な表文資料が存在しているにもかかわらず、今のままで放置するならば、朝・清関係の最も基本的な側面を見逃すことになるだろう。

謝辞：ここに紹介した資料を調査する過程で、ご協力をいただいた国立中央博物館・国立中央図書館・大邱カトリック大学博物館の関係者の方々に、深く謝意を表するものである。

附記：本稿は、拙稿「国内所蔵満文文書紹介」『古文書研究』47（韓国古文書学会）2015年；同「国立中央図書館所蔵「清太宗詔諭」에 대하여」『大丘史学』123（大丘史学会）2016年をまとめて、学習院大学・慶北大学校連携特別講演会（2018年1月12日）において口頭報告した内容をもとに、大幅に修正・補完を加えたものである。報告の際に、貴重なコメントをいただいた石橋崇雄・中見立夫両先生、また通訳を担当した林慶俊氏に、深く謝意を表するものである。

注

- [1] 最近、ソウル大学校の金周源教授がソウル大学校中央図書館所蔵の満洲語・モンゴル語文献を調査し、その成果を発表した。金周源「서울大学校 図書館 所蔵 満洲語 몽골語 文献에 대하여」『알타이학보』22, 2012年。朝鮮時代の司訳院において、清語の訳官を養成するために作った満洲語教材や、韓国に所蔵されている満洲語文法書については、次のような最近の研究を参照。高東昊「韓國의 満洲語研究 現況과 課題」『満洲学研究의 現況과 課題』（高麗大学校民族文化研究院国際学術大会発論集）2011年；金裕範・吳憲錫「歷代満洲語文法書の 書誌와 体裁」『満洲語文学資料의 現況 및 그 연구와 活用』（第5次満洲学センター国際学術会議発表論集）高麗大学校民族文化研究院満洲学センター，2015年。
- [2] 現在、韓国と台湾には、朝鮮政府と駐朝鮮清国公使館の間でやりとりした大量の外交文書が保存されているが、満文で作成された文書は確認されていない。『清季中日韓関係史料』台湾中央研究院近代史研究所，1972年；『駐朝鮮使館檔案』台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵；「清案」『旧韓国外交文書』高麗大学校亞細亞問題研究所所蔵。その他、韓国国立中央図書館にも、咨文など、相当量の旧韓国時代の外交文書が所蔵されている。
- [3] 金暉緑「朝鮮時代对中国 外交文書の 接受・保存体系」『韓国史研究』136, 2007年，150頁。
- [4] 『京郷新聞』1954年12月31日3面記事「国宝等을 燒失? — 釜山火災에 關係側急遽向釜」；『京郷新聞』1955年1月6日2面記事「灰로 化한 国宝」；『京郷新聞』1955年1月10日1面記事「月曜時評, 文化財를 貴重히 여길 줄 모른다면」などを見ると、当時、火災によって、東光洞所在の釜山国楽院倉庫に所蔵されていた、朝鮮国王12代の御真影と宮中日記をはじめとする

- 3,500点余りの文化財が焼失したと報道している。
- [5] 『京郷新聞』1972年2月14日5面記事「真相 ^{明らか} 밝혀진 채 亡失・処分된 蔵書閣 李朝実録」；『東亜日報』1979年2月12日5面記事「^{北朝鮮} 『朝鮮王朝実録』所蔵説」参照。その後、蔵書閣に保管されていた赤裳山本実録を、1950年7月に北朝鮮軍が鹵獲した事実が確認された。当時の文化財管理実態から見て、朝鮮戦争とその後の一定の時期は、朝鮮王家遺物の受難時代であった。
- [6] 『京郷新聞』1964年3月24日4面記事「^{本物か 偽物か} 진짜냐? 가짜냐? 国璽 ^{押された} 찍힌 国書」によると、当時、ソウル大学校博物館には、金栄国教授が所蔵していた清の誥文（1697年、清の皇帝が臣下に与えた叙勲状）が陳列されていた。この遺物は、当時、昌徳宮に展示されていた、英祖の王世弟冊封誥命と国王冊封誥命（表の5・7文書と同一文書と推定）の真偽を判断する比較対象として言及されている。しかし、まだその実物の存在を確認することはできなかった。また、『東亜日報』1970年12月1日5面記事「『康熙帝詔諭』発見」によると、当時、ソウル大学校の崔鶴根教授が、国立中央図書館の古文書綴より「1675（康熙24）年12月、康熙帝が乾隆帝の東宮封立を祝うために送った詔諭」を発見したと伝えており、他にも「咨文などの満文資料が国立図書館に何件、ソウル大学校図書館に数種あると知られている」と伝えている。この文書は表の16文書に相当するものであり、これに関しては、IV章で詳しく述べることとする。そして、この記事で「ソウル大学校図書館に数種ある」と言及される文書は、確認することができなかった。国史編纂委員会に所蔵されている文書に関しては、2018年1月12日、学習院大学において口頭報告した際に中見立夫教授よりいただいたコメントに基づき、オンライン検索を行なった結果、旅順の羅振玉が所蔵していた資料を、朝鮮史編修会で調査し、写真やガラスフィルム資料として収集したことを確認できた。国史編纂委員会の所蔵資料については、以下の注7を参照。
- [7] この表には、満・漢文の表文1件だけを反映した。この文書を含めて、国史編纂委員会に所蔵されている清朝文書のリストは、次のようである。これらの文書に関しては、まだ検討する時間が充分ではなかったため、別の機会を通して紹介したい。
- [8] 満文・漢文の祭文に含まれている33種の祭文の題目は次のようである。長白山祭文、松花江祭文、歴代帝王陵寝祭文、東鎮祭文、西鎮祭文、南鎮祭文、北鎮祭文、祺皇貴太妃初祭文、祺皇貴太妃加謚祭文、吉妃初祭祭文、吉妃大祭祭文、祺皇貴太妃大祭文、東海祭文、西海祭文、南海祭文、北海祭文、東嶽祭文、西嶽祭文、中嶽祭文、南嶽祭文、北嶽祭文、先師孔子升大祀告祭西嶽文、先師孔子升大祀告祭闕里文、先師孔子闕里祭文、先師孔子升大祀告祭松花江文、先師孔子升大祀告祭長白山文、先師孔子升大祀告祭北海文、監国摂政王詣徳宗景皇帝几筵前祇告受命告祭文、徳宗景皇帝饗奠文、大行皇帝初満月祭文、大行皇帝几筵前祇告登極祭文、徳宗景皇帝祖奠文、徳宗景皇帝百日祭文。
- [9] この資料は現存する唯一な満洲語訳科試券であり、朝鮮時代において訳官の満洲語教育と試験の内容を知りうる重要な実物資料である。これについては、鄭光「朝鮮朝 訳科 試券研究」『大東文化研究院』1990年、229-247頁で写真資料を提示しながらその内容を詳細に分析したので、本稿では取り上げなかった。
- [10] 沈載祐「国立中央博物館 所蔵 朝鮮時代 対外交流 関連遺物」国立中央博物館編『高麗・朝鮮の 対外交流』（“高麗・朝鮮の 対外交流特別展”展示図録）国立中央博物館、2002年、168頁。
- [11] 1文書は、1827年に冬至兼謝恩使洪義俊、副使申在植、書状官鄭礼容を派遣して伝達したものであり、2文書は、1852年に謝恩使徐念淳、副使趙忠植、書状官崔遇亨を派遣して伝達したものである（国立中央博物館編『高麗・朝鮮の 対外交流』（“高麗・朝鮮の 対外交流特別展”展示図録）国立中央博物館、108頁）。この2回の使行の概略的な紹介と、表文の内容については、愛新覚羅烏拉熙春が満文をローマ字で転写し、漢文原文を抄録して提示した上に、『朝鮮王朝実録』と『清実録』から関連事実を確認して説明を付け加えている。1文書と関わる内容は、『清

韓国所蔵清朝（満文）文書について（洪）

リスト 国史編纂委員会に所蔵されている清朝文書

番号	登録番号	資料名	作成年代	同一文書の登録番号
1	SJ0000009750	朝鮮国王咨文（1）	崇徳 3年（1638） 9月17日	
2	SJ0000009755- SJ0000009756	朝鮮国王正朝賀表	崇徳 4年（1639） 1月 1日	GF3731 [27-278-19]
3	SJ0000009751	朝鮮国王咨文（2）	崇徳 4年（1639） 8月17日	
4	SJ0000009752	朝鮮国王咨文（3）	崇徳 4年（1639） 8月17日	
5	SJ0000009757	朝鮮国王冬至賀表	順治 9年（1652） 10月11日	GF4584 [33-295-05]
6	SJ0000009758	朝鮮国王聖朝賀表	順治12年（1655） 1月30日	GF4581 [33-295-02]
7	GF4582 [33-295-03]	朝鮮国王聖節嘉表（1）	康熙55年（1716） 3月18日	GF4580 [33-295-01]
8	SJ0000009759	朝鮮国権署国事聖節賀表	康熙60年（1721） 3月18日	
9	SJ0000009760 SJ0000010333	朝鮮国権署国事正旦賀表 朝鮮国王権署国事正旦賀表	雍正 3年（1725） 1月 1日	GF4585 [33-295-06]
10	SJ0000009761- SJ0000009763	朝鮮国王賜祭謝恩表	雍正 3年（1725） 4月25日	GF4586 [33-295-07] GF4587 [33-295-08]
11	SJ0000009765	朝鮮国王正旦賀表	雍正11年（1733） 1月 1日	GF4588 [33-295-09]
12	GF4583 [33-295-04]	朝鮮国王聖節嘉表（2）	乾隆 25年 11月16日	
13	SJ0000009767- SJ0000009803	朝鮮国王奏文および表文	乾隆年間 （1736-95）文書 14件	GF4589 [33-295-10-13] GF3642 [27-274-01-10] GF3883 [28-289-16-18]

宣宗実録』道光6年12月丙寅；乙亥；道光7年12月己亥と『朝鮮純祖実録』純祖26年冬10月乙亥；12月庚戌；純祖27年2月丁卯；冬10月庚子条が、また2文書と関連する内容は、『清文宗実録』咸豊2年4月癸未；8月丙午；9月戊申朔条と『朝鮮哲宗実録』哲宗3年6月庚寅；10月乙未条が紹介されている（愛新覚羅 烏拉熙春・吉本道雅「第4章：韓国国立中央博物館所蔵朝鮮国王奏謝表」『韓半島から眺めた契丹・女真』京都大学学術出版会，2011年，225-226頁）。

[12] 『欽定大清会典事例』12，新文豊出版公司，9320-9337頁。

[13] 『欽定大清会典事例』巻318，礼部，「表箋」の内容に基づいて補足すると，三大節の表箋の形式は，皇帝が変わるたびに新たに定まった。そして，康熙年間に皇太子の立廢が繰り返されるにともない，皇太子に対する箋文の形式も施行されたり，停止されたりしており，乾隆帝が太上皇帝に登ったことによって，太上皇帝に対する三大節の表文形式も新たに制定されたりするなど，状況によって表箋の形式にも変化があった。

[14] 『同文彙考』1，国史編纂委員会，672頁。

- [15] 「太学士」は、大学士を表現することであり、「馬」は、当時、武英殿大学士であった馬斉（マチ）maci を指す。
- [16] 関連記事を、『清聖祖実録』巻219、康熙44年2月乙亥（11日）条と『欽定大清会典事例』巻318、礼部、表箋「進表箋事宜」の康熙44年の部分にて確認することができるが（『欽定大清会典事例』12、新文豊出版公司、9326頁）、『同文彙考』の該当記事のほうが詳細である。
- [17] 擡頭の格式を遵守しなかったゆえに問題が発生した事例を以下で紹介する。「謝恩使昌城君李必などが鳳凰城に帰ってきて馳啓した。『清人が我が国（＝朝鮮）の表文・箋文の中に称謝という文字の「謝」字が、一処では連書となったり、ある処では特書となったりすることに対して、大きく詰責した。また、礼部の咨文の中の内旨は、寛大に罰を免ずるということであったが、表文で聖旨の内容を書いた部分に「金一万両に減罰する」と書いてあって、聖旨の内容を書いた部分が内旨と合わないとした。これらに対して、使臣に陳述するようにして、いろいろに操縦し、将来調査して治めるべきだと威嚇しながら、賄賂を要求した。5千両でやっと防ぐことができました。』〈謝恩使昌城君李必等、還到鳳凰城馳啓。清人以本国表箋中、称謝之謝字、一処連書、一処特書、故大加詰責。且以礼部咨文中、内旨則從寬免罰、而表文中述旨、則減罰金一万両云。故以為述旨与内旨不符、令使臣供称、百端操縦、以将有查勅索賂、五千董得防塞。〉（『朝鮮肅宗実録』巻13、肅宗8年1月乙卯条）。
- [18] 「表副」の「副」の上に満文で「coohiyān gurun i wang ni doron」、漢文で「朝鮮国王之宝」と書かれた満漢合璧の御宝が押されている。文字の存在を知ることは容易ではないが、よく見ると「副」字の形を確認することができる。
- [19] 李光濤は、「乾隆二十九年内閣典籍序取文檔」の内容を分析することで、皇帝の朱批は正表の封面に作成し、副本には「俱例不票簽」として朱批しないとしている（李光濤「朝鮮国表文之研究」『中国明清檔案論文集』聯経出版事業公司、1986年、902-903頁）。しかし、1文書と2文書いずれも副本であるにもかかわらず、朱批がなされていることを確認できる。正表ではない副本の表副に朱批がなされた理由については、現在としては明らかではないが、これもまた文書様式の規定と実物文書の間に差異があり得ることを示す事例であろう。その他、李光濤の同書の916頁においても、印宝の位置と関連して、文書の規定と実物文書の違いについて言及している。
- [20] 『同文彙考』4、国史編纂委員会、3559頁。
- [21] 『同文彙考』3、国史編纂委員会、2687頁。
- [22] 『同文彙考』の文書抄録が正確であるならば、2文書の真偽を疑わせる部分で、他方、2文書が偽物でないなら、『同文彙考』の文書抄録の正確性に問題があり得ると疑われる部分である。
- [23] 国立中央博物館編『高麗・朝鮮の対外交流』（“高麗・朝鮮の対外交流特別展”展示図録）国立中央博物館、2002年、108頁の説明によると、「表文の末尾には、清側で作成した、満洲語で書かれた文章が添付されている。これを、朝鮮から送られた文書に対する答申と見ることもできるが、皇帝が見られるように表文の内容を礼部で要約したものではないかと推定される。」とする。しかし、この部分は、漢文原文に基づいて全文をそのまま満文に翻訳したものである。皇帝御覧のために清書されたものに違いない。
- [24] これについて、愛新覚羅 烏拉熙春は、漢文で「百総阿奎、長慶、慶徳、そして青嘯、慶寿、吉福□□」と音訳し、百総は官職名で、阿奎、長慶、慶徳の3人と青嘯、慶寿、吉福□□は、おそらく百総の地位で満文の翻訳を担当した人だろうと推測した。ところが、愛新覚羅 烏拉熙春は、bešan を beson に、canghing を cangkīng、また angui を akui と誤って転写しており、gifu（不明）ng cingga kingseo の表記順番も逆にして転写している（前掲書、227頁）。何回も確認したが、愛新覚羅 烏拉熙春のローマ字転写が正確とは言い難い。そして、bešan（愛新覚羅 烏拉熙春の転写では beson）を百総と翻訳した根拠、人名をそれぞれ阿奎、長慶、慶徳、青嘯、慶寿、

吉福□□などで音訳した根拠がどこにあるのかも全く提示していない。満文に翻訳された部分の裏面の末尾に書かれているという点から推測すると、筆者もここに書かれた満文がすべて人名である可能性は高いと考える。しかし、現在としては、正確にどれが官名であり、どれが人名であるのかを見分けることは難しく、ただ満文翻訳を担当した人を指すものであると推測するにすぎない。

- [25] ふつう奏本は、通本と部本とに分かれており、通本は各省の將軍、督撫、提鎮、学政、塩政、順天・奉天府尹、盛京五部などが通政司を通じて内閣に送る文書であり、部本は在京の各部・院・府・寺・監の衙門で六部を通じて受け付ける文書である。すべての部本は、満漢合璧となっているため、翻訳する必要はないが、通本は漢文で作成されたため、漢本房で奏本の要約本である貼黄を満文に翻訳して添付した。朝鮮から送られた表文は、礼部で受け付けるので、部本の性格を持っていたが、漢文だけで作成されたので、満文翻訳が添付されたら、翻訳の手続きは通本の例に従っていたと推定される。
- [26] 光緒『大清会典』巻39、礼部、主客清吏司（『清会典』中華書局、350頁）。
- [27] 以上の手続きは、『欽定大清会典事例』巻13、内閣；巻14、内閣（『欽定大清会典事例』6、新文豊出版公司、5217-5348頁）に基づきつつ、趙彦昌「明清奏本運轉流程研究」『中国檔案学通訊』2010年4期、31-34頁を参考した。以上のような過程において、漢本房の満洲侍読学士2人、漢侍読学士2人、満洲侍読3人、漢軍侍読2人、満洲中書31人、漢軍中書8人、満洲貼写中書16人という翻訳を担当する人員がいた。注24において、翻訳を担当しただろうと推定した人々は、このうちの一人であっただろう。
- [28] 『朝鮮孝宗実録』巻6、孝宗2年1月乙巳条「上下教曰。昨見陳奏使狀本、以齋去表文中、乾清坤夷之句、至有詰問之舉、誠極寒心。今者進香使文書中、亦或有此等文字乎。該房承旨詳察以啓。時、陳奏使麟坪大君澹等馳啓曰。漢人之仕於清国者、万端窺伺、必欲生豐於我国、使臣齋去表文中、有乾清清坤夷之語、漢人翻以清語告于清主曰。此謂天則清而地則胡也。以我為清夷、顯有譏斥之意。清主令詰問於書狀官鄭知和曰。何不云乾清坤寧、而必曰清夷、乃敢譏我耶。知和初答以偶然用之、旋又生慟、乃以誤書二字為對。清訊鄭命守私語使臣曰。「今則事機異前、此等文字、切宜詳察。」李光濤、前掲書、921頁。ここで問題となっている表文は、『同文彙考』1、国史編纂委員会、357頁に「聖節表」という題目で全載されている。日付は順治8年正月29日である。
- [29] 『清聖祖実録』巻249、康熙51年3月辛卯条「論大学士等。……又翻譯本章、關係甚大。昨見本内有假官二字、繙作偽官。舛謬殊甚。昔太宗皇帝時、朝鮮国進表、原無不恭之語、繙訳官意欲起釁、故將表文繙錯、以致問罪往征。後纂修実録、見彼表内漢文、与所繙滿文、大不相同始知當時繙訳有弊。且偽官与假冒不同。何得錯悞此皆繙訳各官、不熟習滿文所致。嗣後其慎之。」趙志強「翻譯与戦争：金清兩征朝鮮原因及啓示」『清代滿洲文化^と 滿洲学』（高麗大学校民族文化研究院滿洲学センター国際学術大会発論集）2014年5月16日、16頁。
- [30] 類似の事例を『康熙起居注』康熙45年10月23日丁未条（『康熙起居注』第3冊、中国第一歴史檔案館、2033頁）においても確認できる。「また、諭示を下した。「翻訳のことは関わるところが大きい。以前、実録を纂修する際に、翻訳した朝鮮の表文を見たら満文と漢文両者の意味が互いに合わなかった。そこで、前大学士図海、杜立德に対して急いで朕が見るように（表文を）上げた。朕が2年間苦心してようやく（文章の意味を）完全に分かった。歴史を書くことは特に重大なことであるから、一文字でも軽く増減してはならない。」と。」『清聖祖実録』巻227、康熙45年10月丁未条にも同じ記事がある。趙志強、前掲論文、16頁。
- [31] この文書には「京城帝国大学図書章」が附されていることから、ソウル大学校中央図書館に所蔵されていると推定される。しかし、図書館の満文資料を管理する担当者によると、文書資料は

すべて奎章閣に移管したという。奎章閣で確認した結果、現在では、当該勅諭がどこに保管されているのか、その位置さえ確認できる方法がないようである。ゆえに、奎章閣の満文文書に対しては、現物調査を行なうことができなかった。ソウル大学校奎章閣韓国学研究院編『古文書 1』（ソウル大学校奎章閣韓国学研究院，1986年）の序文である「ソウル大学校 図書館 所蔵 古文書에 대하여」によると、「表・箋・奏本 (97)・咨文 (119)・勅 (1)・誥命 (2)・国書 (4)・照会 (7)」〔() は数を示すこと〕が所蔵されていると記されている。このうち、1件の「勅」と2件の「誥命」が清代のものであるなら、間違いなく満漢合璧文書のはずである。ここに紹介した文書は、ソウル大学校国史学科の崔承熙教授が、約40年余り前、奎章閣で古文書を整理する中で発見してコピーしたのを、大邱カトリック大学校金東昭教授が再びコピーして保管してきたものである。実物を確認することはできず、コピーのみ確認できた。この文書が前に言及した1件の「勅」である可能性が高いと思われる。

[32] 『同文彙考』1, 国史編纂委員会, 303頁。

[33] 『英祖大王』（韓国学中央研究院蔵書閣特別展図録），韓国学中央研究院出版部，2011年の図版番号 39, 40, 45, 46, 47, 59, 60。

[34] 文字や絵に紙や絹をつけて美しく飾る伝統的な書画処理手法を指す。現在は、「表具」という表現が多く使われているが、これは日本式表現で、韓国では「襍接」という。

[35] 張乙然「清代 朝鮮王室 冊封誥命과 朝鮮教命의 形態 比較研究」『蔵書閣』24, 2010年, 1441-1149頁。冊封誥命は、左は満文、右側は漢文で書かれている。それぞれ異なる色で織造された絹を繋げている様子であるが、張乙然は、右側から第1質（紅色）、第2質（藍色）、第3質（黒色）、第4質（白色）、第5質（黄色）となっていたとする（146頁）。順序を右から左に並べているため、漢文文書の慣習による結果と見られる。しかし、右側の端が円筒型の玉軸となっており、また左端が薄い竹片となっているので、右から始めて左側に巻いていく巻物の形態である。したがって、左を文書のスタートと見るのが妥当である。この点は、清朝で作成した満漢合璧の文書という点から見てもそうである。しかし、満文文書資料を管理しているどの機関も、このことに注意していない状況である。

[36] 『英祖大王』（韓国学中央研究院蔵書閣特別展図録）韓国学中央研究院出版部，2011年，54頁の説明によると、太監胡良輔が将来したものとなっているが、誤りである。太監胡良輔は1625（仁祖3）年に、明の熹宗天啓帝が仁祖を朝鮮国王に冊封した際に派遣された勅使である。

[37] 洪性鳩「18世紀中国の朝鮮認識——阿克敦の朝鮮出使と『東游集』・『奉使図』를 通じて 見た 朝清關係, 그리고 그 時代的 特徵」『15-19世紀中国人の朝鮮認識』高句麗研究財団, 2005年。

[38] （光緒）『大清会典』卷2, 内閣（『清会典』中華書局, 11頁）。

[39] 中国第一歴史檔案館編『清代文書檔案図鑑』岳麓書社, 2004年, 38-39頁。

[40] （光緒）『大清会典』卷2, 内閣（『清会典』中華書局, 19頁）；『欽定大清会典事例』卷15, 内閣（『欽定大清会典事例』6, 新文豊出版公司, 5249-5261頁）；中国第一歴史檔案館編『清代文書檔案図鑑』岳麓書社, 2004年, 13-16頁。

[41] 上の注記事項によれば、5文書は漢文3張と満文2張からなっており、6文書は漢文2張と満文2張からなっているという。しかし、もともとは、いずれも左には満文、右側には漢文で作成された1張の満漢合璧文書である。注記の記録は、おそらく図書館で初めて注記を作成した当時の文書状態を反映したのであろうが、現在は綺麗に表具されているため、現在の文書状態と注記の記録内容とはお互いに一致していない。また、時期を明記していない4文書は、後述するように、康熙51年2月29日以後に発給された文書である。このように見るならば、「清太宗詔諭」という表題に組まれたこれらの文書は、元来8張の文書であったことを知りうる。

- [42] 李在郁「^{我が}우리 図書館^の의 珍本稀書（4）——^と稟譜詳節^斗 清太宗詔諭」『春秋』第2巻5号，朝鮮春秋社，1941年。李在郁は，京城帝国大学朝鮮文学科の第3回卒業生で，総督府図書館で勤務しつつ，当館所蔵の真本稀書を紹介した。日本から独立した後は，国立図書館長を務め，1946年，国立図書館内に韓国初の図書館学の教育機関である「国立朝鮮図書館学校」を設置した。韓国戦争（朝鮮戦争）の時に拉致されたものと推定される。趙容万「李在郁兄——^{新年に思いで}새해에 생각나는 사람들」『新天地』1月号，1954年。
- [43] 中村栄孝「満鮮関係の新史料——清太宗朝鮮征伐に関する古文書」『青丘学叢』1号，1930年（後に中村栄孝『日鮮関係史の研究』（下），吉川弘文館，1969年に再録）。
- [44] 国立中央図書館『古文書展示目録』国立中央図書館，1976年，25-26頁。この目録では，この文書の内容について，次のように紹介している。「本文は清国太皇太后が1675（康熙14）年12月13日に皇太子を正位に立嗣した後，これから国家の万年系統を引き継ぐことができるようにと天地社稷神明に告祝し，国家重臣はもちろん，文武郷試合格者に至るまで——加資（進級）式特進させるという布告文である。末尾に康熙14年12月14日皇帝之宝（満文併書）の玉璽が押されている。数年後に布告したようである。」この内容からすると，表の16文書に当たる紹介であることが分かる。
- [45] 『同文彙考』2，国史編纂委員会，1488上頁。
- [46] 『朝鮮仁祖実録』巻34，仁祖15年1月戊辰条。
- [47] 『清太宗実録』巻33，崇徳2年1月戊辰条。
- [48] 謝貴安『清実録研究』上海古籍出版社，2013年，180-183頁。
- [49] 徐中舒「内閣檔案之由来及其整理」『明清史料甲編』中央研究院歴史語言研究所，1930年，10頁（謝貴安『清実録研究』上海古籍出版社，2013年，181頁より再引用）。
- [50] 注28と注29で，康熙帝が実録編纂に関心を持っていた事例を紹介したが，特に康熙45年と51年の事例は，康熙帝が朝鮮に関する実録の叙述に対して満文と漢文資料を突き合わせて間違っていた部分を直した実例である。
- [51] 『同文彙考』2，1508下頁。
- [52] 『同文彙考』に転載された内容と文書の原文を突き合わせた結果，原文の左の5行目からと6行目までに，およそ5行程度の文字が欠落していることが確認できた。この点から，元来の文書は，写真より左右に多少長い形だったと考えられる。
- [53] 『清聖祖実録』巻36，崇徳2年6月辛丑条。
- [54] ちなみに，先の注記事項3文書では，原文で「寛温仁聖」という尊号があったが，『清太宗実録』では削除された。このことは，実録の該当部分の文章が，直接引用の形を取っているため，「寛温仁聖皇帝勅諭朝鮮国王」で尊号だけでなく，「寛温仁聖皇帝」という主語全体を省略したものであると考えられる。
- [55] 『満清入関前と高麗交渉史料（全）』出版社不詳，1933年，38-39頁。
- [56] 『朝鮮仁祖実録』巻35，仁祖15年11月癸巳条。
- [57] 『清太宗実録』巻39，崇徳2年11月辛巳条。
- [58] 朱誠如主編『清史図典（太祖・太宗朝）』紫禁城出版社，2002年，193頁。
- [59] 片岡一忠『中国官印制度研究』東方書店，2008年，266頁。
- [60] 『朝鮮仁祖実録』巻31，仁祖13年11月戊午条。この記事には，玉璽の印文を「制告之文」としているが，これは「制告之宝」の誤りだろう。
- [61] 『朝鮮仁祖実録』巻32，仁祖14年2月辛卯条。
- [62] 『清聖祖実録』巻249，康熙51年2月壬午条。
- [63] 中国基本古籍庫DBを参照。

- [64] 『同文彙考』2, 1760 上-下頁。
- [65] 注記事項に漢文3張, 満文2張と表記した理由は分からない。
- [66] 康熙帝の皇后である孝誠仁皇后赫舍里氏の崩逝を知らせる勅諭が, 現在ソウル大学校奎章閣に所蔵されていると推定される表の4文書である。実物が現存するかどうかは, まだ確認していない。
- [67] 皇太子冊立に関しては康熙14年12月丙寅条の記事に, また頒詔に関しては同12月丁卯条の記事に記載がある。前の部分で, 国立中央図書館の『古文書展示目録』に紹介されているこの文書についての解説を引用したことがあるが, そこで「数年後に布告したそうである」とした記述は誤りである。
- [68] 『同文彙考』1, 181頁。
- [69] この文書もまた, 漢文2張・満文2張とした理由は分からない。詔諭が作成された日付は康熙15年正月12日である。注記事項で11日としたのは誤りである。
- [70] 『清聖祖実録』巻59, 康熙15年正月癸巳条; 甲午条; 乙未条。
- [71] おそらく姓と考えて名前の頭文字を記録に残したと思われるが, 満洲人の名前は, 漢人の姓名とは異なるので, これを姓と看做したのは, 満洲人の文化に対する理解不足を示している。以下, 使節に関する『同文彙考』の記録のうち, 一文字のみを表記した場合は, 同じ方式の記録である。この人物が具体的に誰なのかは, 現在としては関連史料の不備のため分からない。清代において順治年間から道光年間まで朝鮮に派遣された勅使の名前は, 丘凡真「清^の朝鮮使行人選^と斗^と大青帝国体制」『人文論叢』59, 2008年の付録〈表1〉—〈表10〉において詳細に考証している。
- [72] 『同文彙考』2, 1756 下-1757 上頁。
- [73] 『清聖祖実録』巻99, 康熙20年12月癸巳条; 戊戌条; 己亥条; 庚子条; 壬寅条; 癸卯条。
- [74] 『同文彙考』2, 1758 上頁。
- [75] 『朝鮮肅宗実録』巻13, 肅宗8年6月戊子条を参照。この記事では「2通の勅書を持って来たが, その内容は, 王妃を冊封することであった」とされているが, 『同文彙考』には「王妃誥命勅一道, 賜礼物勅一道」と記されていることから見ると, 誥命と礼物単子の2つを意味するものとみられる。(『同文彙考』2, 1758 上頁)。ただし, 一般的に冊封をする時は, 誥命と勅諭が一緒に下されるので, 礼物単子の他に勅諭があった可能性もある。文書が作成された日付は康熙21年5月18日であるが, 注記で16日としたのは誤りである。
- [76] 『朝鮮肅宗実録』巻13, 肅宗8年7月辛亥条; 壬戌条。
- [77] 丘凡真, 前掲論文, 36-37頁の〈表5〉とこれに関する考証によれば, 上使は満洲内閣学士阿蘭泰である。
- [78] 『同文彙考』2, 1758 上頁。
- [79] この問題は, 清朝が対外的に示す多種多様なアイデンティティを垣間見ることのできる事例と考えられる。
- [80] 以上, 順治年間の漢文御宝と満漢合璧御宝の使用事例については, 片岡一忠, 前掲書, 271-272頁を参照。
- [81] 片岡一忠, 前掲書, 307-308頁。
- [82] 張乙然, 前掲論文, 143-144頁。
- [83] 実物文書を見ると, 「通議」の2文字が書かれた部分の色あせが際立っている。
- [84] 舒穆祿 (sumuru) 氏に関しては, 『八旗満洲氏族通譜』巻6, 遼瀋書社, 1989年, 113-128頁に, また, 薩克達 (sakda) 氏に関しては, 同書, 431-441頁にそれぞれ記されている。
- [85] 佟時茂の生涯についての詳細な情報は, 現在としては知ることができない。『欽定八旗通志』巻28, 「旗分志」28によると, 彼は, 正藍旗漢軍に属しており, 第五参領の第四佐領の職務に務

めていたが、革職されたとする。

- [86] むしろ、20 文書と 21 文書とは、内容上ではまったく関係がないものの発行日付が同様であるという点が目立つ。所蔵経緯に関する糸口として、この点も留意する必要があるだろう。
- [87] 『東亜日報』1970 年 12 月 1 日 5 面記事。
- [88] 記事内容のうち、「乾隆の東宮封立」は誤りである。この文書は、先に検討した表の 16 文書（注記事項の 5 文書）に当たる。
- [89] 海蘭察については、『清史稿』巻 331, 列伝 118; 『清史列伝』巻 25, 大臣画一伝檔正編 22 に列伝が立伝されている。また、中国中央民族大学図書館に「満文海蘭察列伝」が所蔵されているが、内容は基本的に『清史列伝』と同様である。その他、近年、中国第一歴史檔案館・鄂温克族自治旗民族古籍整理辦公室編『清宮珍蔵海蘭察滿漢文奏摺匯編』遼寧民族出版社、2008 年が出版され、さらなる研究の進展が期待される。最近、香港大学の金由美（Loretta E. Kim）は、海蘭察に関わる伝説・古事などを調査し、彼に関する研究を進めている。Loretta E. Kim, “The Pen is as Mighty as the Sword: Evaluating Sources for the Biography of Hailanča”（高麗大学校民俗文化研究院第 3 回海外著名満洲学専門家招聘講演・2014 年 5 月 14 日）
- [90] 最近、丘凡真『朝鮮時代 外交文書』韓国古典翻訳院、2013 年が出版されたことは、韓国学界における中国古文書研究という見方からみると、先駆的な意義があると評価できる。管見の限り、これは韓国で出版された中国古文書に関するほぼ唯一の研究書である。
- [91] 李光濤、前掲書、900-902 頁に目録がある。

（ホン ソング 慶北大学校師範大学歴史教育科教授）

（イム ギョンジュン 東京大学総合文化研究科博士課程）

[訳者附記] 本稿の和訳草稿を検討していただいた東京大学総合文化研究科博士課程の中井勇人氏に感謝の意を表したい。